



236-0057

神奈川県横浜市金沢区能見台3丁目14-3

サンテックウエスト 代表取締役 梅津 仁司 様

登録ID: 717582



00 XXXXX 0001279 01/02 209A1KX0000640#



©Humanitarian Mission Proliska/UNHCR/Artur Ulianytskyi

ウクライナ、ドネツク州。UNHCRから暖かい衣服と毛布を受け取り、安堵する様子のアンジェラさんとリリヤちゃん。



難民を守る。難民を支える。
国連UNHCR協会

感謝状

サンテックウエスト 様

日頃よりUNHCRの活動へ温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様からの貴重なご寄付は、紛争や迫害等により避難を強いられた世界の難民と国内避難民を守るUNHCRの活動のために、大切に活用させていただきます。

UNHCRは、皆様のご支援に支えられ、現在約135か国において故郷を追われた人々の保護と支援にあたっています。その活動は、緊急援助、シェルターや水、物資の提供、教育、保健医療、自立生計支援、気候変動対策など多岐にわたります。危険と隣り合わせの過酷な現場も少なくありませんが、UNHCRは「故郷を追われ助けを必要とする人々のそばにとどまり、命を守る」という原則と使命感のもと、難民の方々に寄り添い、日々活動に力を尽くしています。

皆様の温かいご支援が、そうしたUNHCRの一つひとつの活動を可能にし、かけがえのない命を救ってきました。ここに改めて、皆様からの貴重なご支援に、心からの敬意と深い感謝の意を表します。

どうぞこれからもUNHCRの援助活動にお力添えをいただき、私たちと一緒に避難を強いられている人々の命と尊厳を支えてくださいますよう、心よりお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 国連UNHCR協会
事務局長

川合 雅彦





領 収 証

NO RPT-0001696530

登録ID : 717582

236-0057

神奈川県横浜市金沢区能見台3丁目14-3

発行日: 西暦 2024 年 01月 31日

サンテックウエスト 様

00 XXXXX 0001280 02/02 209A1KX0000640

下記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄付金として受領いたしました。

下記の金額は、租税特別措置法第41条の18の2第1項及び同法第66条の11の3第2項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄付に係る支出金に該当することを証明いたします。難民支援および緊急援助活動のための資金として使用します。

合計金額 : ¥45,000-

明細

	受領日	金 額
1	2024/01/31	¥45,000

【東京都 認定NPO法人】

認定通知番号26生都地第259号 2014年6月2日認定

認定通知番号31生都管第466号 2019年6月2日認定

当寄付金は所得税・法人税の控除対象です

当寄付金は東京都及び東京都港区の条例指定対象寄付金です

寄付金控除についてはお近くの税務署までお問合せください。

JAPAN FOR



UNHCR

難民を守る。難民を支える。

国連UNHCR協会



特定非営利活動法人 国連UNHCR協会

〒107-0062

東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F

【寄付金控除に関するご案内】

国連UNHCR協会は認定NPO法人です。当協会への寄付金は申告により、所得税、法人税、一部の自治体の住民税について税制上の優遇措置を受けることができます。

※税制上の優遇措置の適用を受けるためには当領収証が必要となります。領収証の再発行は原則的に致しかねますので、当領収証は相当期間大切に保管してください。

【寄付金控除を受けるための手続】

■所轄税務署にて確定申告の際に当領収証を添付の上、申告を行ってください(年末調整では寄付金控除を受けることができません)。

■寄付金控除の申告には、認定NPO法人としての証を兼ねている当領収証をお使いください。

※税制の改正やご申告についての詳細は、各自治体や所轄税務署にお問い合わせいただくか国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)よりご確認ください。

【領収証について】

■領収証のご名義は、ご支援の際にお知らせいただいたお名前になります。領収証発行後の名義変更は原則として承れません。

※連名の領収証は税法上、確定申告にはお使いいただけません。

■法人によるご寄付の場合、決算月をお知らせいただければ、その時期に合わせて年間領収証をお送りいたします。

■ご寄付受領日は当協会への入金日となります。

※クレジットカードご利用日(カードご利用明細書記載日)と口座引落日とは異なります。11月中旬以降のお申込はご寄付受領日が翌年になる場合がございます。

■年間領収証(前年分をまとめて毎年1月にお届け)をご希望の方、または領収証がご不要の方は、電話またはウェブサイトよりご連絡ください。

【相続税の優遇措置について】

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内(相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内)に当協会に寄付した場合、ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません(税制上の優遇措置が適用されます)。

この適用には、相続税の申告期限内に当協会が発行する「証明書」を添付する必要があります。

「証明書」の発行手続にお時間をいただくことがございますので、申告期限をご考慮の上、当協会までご連絡ください。

領収証についてのお問い合わせ先 電話:0120-540-732(平日10~19時) ウェブサイト:www.japanforunhcr.org

〒236-0057

神奈川県横浜市金沢区能見台三丁目14-3

サンテックウエスト 代表取締役 梅津 仁
司 様

登録ID: 717582



0 1 0001049 01/02 118A1X0001049#



ウクライナから祖母と逃れてきた1歳のダニエラ。国境のセーフティスペースにて。

JAPAN FOR



UNHCR

難民を守る。難民を支える。

国連UNHCR協会

感謝状

サンテックウエスト 様

日頃よりUNHCRの活動へ温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様からの貴重なご寄付は、紛争や迫害等により避難を強いられた世界の難民と国内避難民を守るUNHCRの活動のために、大切に活用させていただきます。

UNHCRの人道援助活動は、家を追われてきた人々の緊急援助として現在最優先の支援先となるウクライナおよびヨーロッパ地域での活動をはじめ、シェルター（仮設住居）支援、女性や子どもなど最も弱い立場にある人々の保護、教育、保健医療、自立生計支援など多岐にわたります。活動地域はアフリカや中東、アジア、ヨーロッパから中南米まで約130か国に及びます。戦闘や不安定な社会情勢等のため、危険と隣り合わせで過酷な現場も少なくありませんが、UNHCRは「家を追われ助けを必要とする人々のそばにとどまり、命を守る」という原則と使命感のもと、難民の方々に寄り添い、今日も活動に力を尽くしています。

皆様の温かいご支援が、そうしたUNHCRの一つひとつの活動を可能にし、かけがえのない命を救ってきました。ここに改めて、皆様からの貴重なご支援に、心からの敬意と深い感謝の思いをお伝えしたく存じます。

どうぞこれからもUNHCRの援助活動にお力添えをいただき、私たちと一緒に難民の命と尊厳を支えてくださいますよう、心よりお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 国連UNHCR協会
事務局長

川合雅幸



特定非営利活動法人 国連UNHCR協会

〒107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F

Tel. 0120-540-732 www.japanforunhcr.org

領 収 証

〒236-0057

登録ID 717582

神奈川県横浜市金沢区能見台三丁目14-3

サンテックウエスト 様

下記のとおり寄付金額を受領いたしました。
当寄付金は、難民支援のための特定非営利活動への寄付であることを証明いたします。

2022 年 12 月 30 日

受領合計金額：¥157,000-

明細

	受領日	金 額	受領日	金 額
1	2022/12/30	¥157,000		

【東京都 認定NPO法人】

認定通知番号31生都管第466号 2019年6月2日認定

当寄付金は所得税・法人税の控除対象です

当寄付金は東京都及び東京都港区の条例指定対象寄付金です

寄付金控除についてはお近くの税務署までお問合せください。

JAPAN FOR



UNHCR

難民を守る。難民を支える。

国連UNHCR協会



特定非営利活動法人 国連UNHCR協会

〒107-0062

東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F

【寄付金控除に関するご案内】

国連UNHCR協会は認定NPO法人です。当協会への寄付金は申告により、所得税、法人税、一部の自治体の住民税について税制上の優遇措置を受けることができます。

※税制上の優遇措置の適用を受けるためには当領収証が必要となります。領収証の再発行は原則的に致しかねますので、当領収証は相当期間大切に保管してください。

【寄付金控除を受けるための手続】

■所轄税務署にて確定申告の際に当領収証を添付の上、申告を行ってください（年末調整では寄付金控除を受けることができません）。

■寄付金控除の申告には、認定NPO法人としての証を兼ねている当領収証をお使いください。

※税制の改正やご申告についての詳細は、各自治体や所轄税務署にお問い合わせいただくか国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）よりご確認ください。

【領収証について】

■領収証のご名義は、ご支援の際にお知らせいただいたお名前になります。領収証発行後の名義変更は原則として承れません。

※連名の領収証は税法上、確定申告にはお使いいただけません。

■法人によるご寄付の場合、決算月をお知らせいただければ、その時期に合わせて年間領収証をお送りいたします。

■ご寄付受領日は当協会への入金日となります。

※クレジットカードご利用日（カードご利用明細書記載日）と口座引落日とは異なります。11月中旬以降のお申込はご寄付受領日が翌年になる場合がございます。

【相続税の優遇措置について】

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に当協会に寄付した場合、ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません（税制上の優遇措置が適用されます）。

この適用には、相続税の申告期限内に当協会が発行する「証明書」を添付する必要があります。

「証明書」の発行手続にお時間をいただくことがございますので、申告期限をご考慮の上、当協会までご連絡ください。

領収証についてのお問い合わせ先 電話:0120-540-732（平日10～19時）ウェブサイト:www.japanforunhcr.org